

◎新潟県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により認定した県道路線（昭和33年3月新潟県告示第421号及び昭和42年2月新潟県告示第168号）の路線名及び終点を次のとおり変更する。

平成27年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

路線 番号	新旧 の別	路線名	道路法第7条 第1項該当号	起 点	重 要 な 経 過 地
				終 点	
254	旧	上小沢脇野田停車場線	4号	妙高市（旧新井市）	上越市板倉区
				上越市脇野田停車場	
	新	上小沢上越妙高停車場線		妙高市（旧新井市）	
				上越市上越妙高停車場	
362	旧	後谷黒田脇野田停車場線	6号	上越市大字後谷	
				上越市脇野田停車場	
	新	後谷黒田上越妙高停車場線		上越市大字後谷	
				上越市上越妙高停車場	